

令和6年度（公財）恵那市体育連盟
スポーツガバナンスコードの遵守及び適合状況について

※<対応状況に係る自己評価>A：対応している/B：一部対応している/C：対応できていない

原則 番号	ガバナンスコード項目	自己説明	対応 状況
原則 1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。		
	(1)法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	・公益財団法人として、関係法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律ほか）の規定を遵守している。	A
	(2)法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	—	—
	(3)事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	・法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律ほか）及び地方公共団体の条例、規則等を遵守するとともに、法人における規程（定款及び諸規程）を定め遵守している。	A
	(4)適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	・評議員 40 名、理事 35 名【会長 1 名(代表理事)、副会長 6 名、専務理事 1 名含む】、監事 2 名を置いている。	A
原則 2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。		
	(1)組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	・定款に規定する目的及び事業に基づき、毎事業年度ごとに事業計画及び予算等を定め、法人のホームページにおいて公表している。 ・中長期計画は策定していない。	B
原則 3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。		
	(1)役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	・第 2 回令和 6 年度(公財)恵那市体育連盟役員及び加盟代表者・事務局職員合同コンプライアンス研修会を 2/27 に開催。68 名が参加し、コンプライアンスについて理解を深めた。	A

原則 番号	ガバナンスコード項目	自己説明	対応 状況
原則 3	(2)指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	・第2回令和6年度(公財)恵那市体育連盟役員及び加盟代表者・事務局職員合同コンプライアンス研修会を2/27に開催。68名が参加し、コンプライアンスについて理解を深めた。	A
原則 4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。		
	(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	・公益法人会計基準及び処務規程、会計処理規程に基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行うとともに、監事による監査を受けている。	A
	(2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	・県、市及び助成元における要項などの定め、指導を遵守している。	A
	(3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	・法人と公認会計士との間で顧問契約を締結しており、財務・経理・税務に関する業務遂行上で、懸念等がある場合は、いつでも相談できる体制を整えている。 ・法人に2名の監事を選任し、事業運営及び計算書類等の監査を受けている。	A
原則 5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。		
	(1)法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	・定款に基づき、毎事業年度決算終了後、貸借対照表を公告しているほか、事業報告及び計算書類、その他定款に定める書類を5年間、事業計画及び収支予算書を事業年度中、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、法人のホームページにおいても公開している。	A
	(2)組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	・法人の情報公開規程により、外部からの情報公開に対して適切に対応している。 ・情報公開規程により、文書の公開の状況を年に一度とりまとめ、理事会において公表、報告している。	A
原則 6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード(中央競技団体向け)の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。		
		対応なし	-